

露地栽培原木なめこの出荷制限解除に向けた取組

1 はじめに

一関市の露地栽培原木なめこは、東京電力原子力発電所事故の影響により、平成24年11月2日に国の出荷制限指示が出されました。

一関市の生産者1名が、放射性物質低減のための栽培管理を行い、解除に向けた検査の結果、安全が確認されたため、令和4年5月13日に管内で初めて、出荷制限が一部解除されました。解除までの取組について紹介します。

2 放射性物質低減のための栽培管理

今回一部解除になったのは、一関市室根町の生産者です。落葉層除去及び跳ね返し防止資材（ヤシ殻シート）を敷設したスギ林をなめこのほだ場として利用しました。

原木は、岩手県洋野町から放射性物質濃度検査済みのものを購入し、令和2年の3月に植菌しました。

ほだ場で仮伏せを行った後、令和3年6月に同じ場所に本伏せしました。ホダ木は直接土が付着しないよう、ブルーシートを敷き、その上に並べました。

この生産者のほだ場は比較的湿気が多いので、ブルーシートの上に、土やおが粉を敷かなくても、乾燥する心配がありませんでした。

一関農林振興センターでは、令和3年9月にほだ木3本の放射性物質濃度を測定し、全て指標値以下（不検出～7.3Bq/kg）であることを確認しました。それから10月末に発生したなめこの放射性物質濃度を測定し、基準値以下（3検体とも11Bq/kg）であることを確認したこと

から、令和4年5月13日に出荷制限が一部解除となりました。



生産者は引き続き、放射性物質低減のための栽培管理を行い、今秋には「道の駅むろね」になめこを出荷する予定です。

3 おわりに

管内には、他にも露地栽培原木なめこや、露地栽培原木くりたけ（平成24年11月2日国による出荷制限指示）の出荷制限解除を希望する生産者がいるので、当センターでは、引き続き解除に向けた支援を行っていきます。